

2 6 0 8 - 0 0 4

令和 8 年 8 月 3 1 日

企業主導型保育事業実施者 様

公益財団法人児童育成協会

令和 8 年度企業主導型保育事業（運営費等）における 制度改正に伴う各種手続きについて

平素より企業主導型保育施設の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

企業主導型保育事業費補助金実施要綱にて、新規加算の創設及び既存加算の増設・変更等が示されました。対象となる事業者におかれましては、職員マスタの再申請、事業計画申請の再確定の手続き及び月次報告の再確定の手続きが必要です。各種手続きの詳細を以下のとおりお知らせいたします。

内容をご確認いただき、申請期間中にご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象事業者

- ・事業計画申請の再確定：全ての令和 8 年度企業主導型保育事業（運営費等）助成決定事業者
※令和 8 年度事業計画申請の再確定申請により算出された基準額（基本分単価及び加算分）の 7 割で助成決定を行います。
※新規加算の取得や既存加算の変更がない場合であっても、事業計画申請の再確定の手続きが必要です。
※令和 8 年度の加算分単価変更は事業計画申請の再確定申請時に行われます。
- ・月次報告の再確定：上記の手続きにて月次報告再確定が必要となった事業者
- ・職員マスタの再申請：事業計画申請の再確定にて、処遇改善等加算（区分 3）を申請予定の事業者

2. 再確定対象加算

※以下①～⑥の加算以外の追加申請・変更申請は受け付けておりません。

- ①処遇改善等加算
- ②保育補助者雇上強化加算（※）
- ③医療的ケア児保育支援加算における園外活動時の移動支援費用に係る加算
- ④1歳児配置改善加算（※）
- ⑤保育体制強化加算
- ⑥保育継続支援臨時加算（令和8年度限り）

※当該施設に在籍している対象となる職員の「平均経験年数」が加算申請の要件の一つとなっています。経験年数には**企業主導型保育事業以外の期間も含まれます。**各加算申請の要件や算出方法については、別紙2「事業計画申請（助成申込）の再確定申請方法」ご参照ください。

また、経験年数を算出するための「平均経験年数の計算シート」を後日お示しします。月次報告の申請時に計算シートの添付が必要となります。

なお、事業計画申請の再確定申請時には添付不要ですが、平均経験年数算出の参考としてご活用ください。

3. 申請期間

- (1) 【職員マスタの再申請】 ※処遇改善等加算（区分3）の対象事業者のうち該当職員のみ

令和8年9月14日（月） ～ 令和8年9月30日（水）

- (2) 【事業計画申請の再確定申請】

令和8年9月28日（月） ～ 令和8年10月7日（水）

- (3) 【月次報告の再確定申請】

令和8年11月2日（月） ～ 令和8年12月24日（木）

※上記期間内に必ずご申請ください。

※申請のお戻しがありましたら、速やかに再申請ください。

※申請期間外に加算の追加申請を行うことは出来ません。加算の追加を希望する事業者は、事業計画申請の再確定申請において、再確定申請期間中に必ず申請してください。

4. 申請方法

(1) 職員マスタの再申請

処遇改善等加算の改正に伴い、職員マスタに「保育士等キャリアアップ研修修了証」の入力項目が追加となります。処遇改善等加算（区分3）を申請する場合、区分3の支給対象となる職員は、職員マスタの追加申請が必要です。

①職員マスタの該当箇所、保育士等キャリアアップ研修修了証を添付してください。

②修了証の登録年月日を入力して申請してください。

※区分3の対象職員の職員マスタに、上記①・②を追加すると、月次報告の処遇改善等加算（区分3）に加算対象人数が自動反映されます。

※申請方法・提出書類等の詳細は、別紙1「令和8年度の制度改正に伴う職員マスタの登録・修正方法」をご参照ください。

(2) 令和8年度の事業計画申請の再確定

令和8年度に企業主導型保育事業（運営費等）の助成決定を受けている全ての事業者は、上記「3. 申請期間（2）」の申請開始日に、令和8年度事業計画申請の再確定申請が可能な状態になります。

①チェックリスト及び必要書類を添付してください。

②変更箇所を入力し、申請してください。

※上記「2. 再確定対象加算」の加算を申請しない場合においても申請期間中に提出をお願いいたします。

※申請方法・提出書類等の詳細は、別紙2「事業計画申請（助成申込）の再確定申請方法」をご参照ください。

(3) 令和8年度に既に承認している月次報告の再確定

令和8年度の事業計画申請の再確定申請承認後、既に承認されている該当月の月次報告が再確定申請可能になります。

①月次報告の再確定が申請可能になりましたら、対象の加算にチェックを入れて申請してください。

②月次報告の再確定において、何らかの事由により対象加算を申請されない場合は、その旨を「ステータス」タブの備考欄に記載の上、申請してください。

※再確定の承認後、2週間以内を目途に再申請を行ってください。申請順に順次審査を行います。

※申請方法・提出書類等の詳細は、以下をご参照ください。後日、改訂のお知らせをいたします。

「令和8年度企業主導型保育事業（運営費等）諸手続きについて一月次報告、概算交付申請、月次報告再確定—（二訂）」

「ピムス利用マニュアル「月次報告・概算交付申請」（第五版）」の「第2章 月次報告／概算交付申請の入力」「第3章 月次報告再確定」

《月次報告及び概算交付申請について》

今後の月次報告及び概算交付申請の申請日等については以下のとおりです。

- ・月次報告（9月分）・・・・・・11月2日（月）より順次お戻しいたします。

要件を満たした加算に、加算チェックを入れて速やかに再申請してください。

- ・月次報告（10月分）・・・・・・11月2日（月）より新たな加算を含め申請可能です。
- ・概算交付申請（11月分）・・・・11月2日（月）より新たな加算を含め申請可能です。

※月次報告（4月分～8月分）は事業計画申請の再確定申請承認後、2週間以内を目途に再確定申請を行ってください。

※上記期間までに令和8年度の事業計画申請の再確定申請が承認されていない場合、この限りではありません。

なお、月次報告及び概算交付申請に係るシステム改修に伴い、以下のとおり一部申請期間が変更となりますので、併せてご確認ください。

【変更後の申請期間】

- ・月次報告（10月分）

令和8年11月2日（月） ～ 令和8年11月11日（水）

- ・概算交付申請（11月分）

令和8年11月2日（月） ～ 令和8年11月11日（水）

5. 留意事項

- （1）各種加算の申請に当たっては、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」、「令和8年度企業主導型保育事業助成要領」及び「処遇改善等加算及びその他加算（保育補助者雇上強化加算・1歳児配置改善加算・保育体制強化加算）のFAQ」をご参照ください。

- ・企業主導型保育事業費補助金実施要綱

URL: <https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2026/06/20260619-r8youkou02.pdf>

- ・令和8年度企業主導型保育事業助成要領

URL: <https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2026/07/20260703-01-r8jissiyouryou.pdf>

- ・処遇改善等加算及びその他加算（保育補助者雇上強化加算・1歳児配置改善加算・保育体制強化加算）のFAQ 第2版

URL: <https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2026/07/20260709-01-01kasanfaq02.pdf>

令和8年度の主な改正点及び処遇改善等加算について解説した参考動画を公開しておりますので、併せてご視聴ください。

- ・ 令和8年度企業主導型保育事業制度解説

URL: https://www.kigyounaihoiku.jp/comp_top/explanation

- ・ 令和8年度処遇改善等加算の解説

URL: https://www.kigyounaihoiku.jp/comp_top/explanation_syogukaizen

(2) 各加算について、各加算要件と併せて以下についてご注意ください。

①処遇改善等加算

令和8年度の事業計画申請（助成申込）にて、旧処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を申請している事業者であっても、処遇改善等加算（区分1・2・3）を申請する場合は、事業計画申請の再確定にて改めて申請が必要です。

※旧処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を申請している事業者については、処遇改善等加算の一本化に伴い、施設の実情を考慮して、これまでの賃金改善対象者が不利益を被らないように区分1～区分3を申請するようにしてください。

②保育補助者雇上強化加算

令和8年度の事業計画申請（助成申込）にて、保育補助者雇上強化加算を申請している事業者であっても、事業計画申請の再確定にて平均経験年数等、新たに追加された項目を入力する必要があります。

※令和7年度に本加算を申請していた施設のうち、令和8年4月時点において令和7年度と全く同一の保育補助者が加算対象職員として従事することによって、結果的に単価が引き下げ（平均経験年数3年未満）となる場合は、令和8年度に限る経過措置が適用されます。

③医療的ケア児保育支援加算における園外活動時の移動支援費用に係る加算

令和8年度事業計画申請（助成申込）において、**医療的ケア児保育支援加算の承認を既に受けている事業者のみ申請可能です。**

※費用の対象可否については、令和8年度企業主導型保育事業（運営費等）の年度報告完了報告及び処遇改善等加算実績報告にて審査いたします。

④ 1 歳児配置改善加算

1 歳児の利用定員を設定している場合に申請が可能です。

令和 8 年度事業計画申請（助成申込）において 1 歳児の利用定員の設定をしていない場合は、令和 8 年度の事業計画申請の再確定申請にて定員の内訳変更及び図面等の審査を行う必要があります。

必要書類等詳細については別紙 2 「事業計画申請（助成申込）の再確定申請方法」をご参照ください。

なお、**図面の審査が必要な事業者は、初回申請時に全ての必要書類を提出できる場合のみ当該加算申請が可能です。**

※「施設定員数」及び「うち増加定員数又は空き定員数」の合計は変更できません。

- (3) **事業計画申請の再確定の承認を受けた事業者は、令和 8 年 11 月 2 日以降に順次月次報告、概算交付申請及び月次報告再確定で各加算（医療的ケア児保育支援加算除く）の申請が可能となります。漏れのないよう、十分注意して申請を行ってください。**

- (4) **令和 8 年度事業計画申請の再確定申請時、本申請により算出された基準額（基本分単価及び加算分）の 7 割で一律助成決定を行います。**

上記に伴い、令和 8 年度においては、「助成決定額変更申請（第 1 回）」は実施いたしません。

※「助成決定額変更申請（第 2 回）」の申請時期は、後日お知らせいたします。

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電 話 0 5 7 0 - 5 5 0 - 8 1 9

(年末年始を除く平日 9 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>